Club World Peace Japan 規約

■基本理念

私たちが生きている世界は、私たちにとって最適であっても
私たち自身にとっては、有害なもの(排気ガス・環境・空気)
が多いです 人と人の交流も無くなってきてしまいました。
そこで、人間にとって最適な環境を作る 残す 事

■第一章 総則

◆(名称)第一条 名称 名称の付け方

Club World Peace Japan
クラブ ワールド ピース ジャパン

◆(事務所所在地)第二条

東京都渋谷区神宮前 6 丁目 35 番 3 号 コープオリンピア 732
(グリーンバード内)

◆(目的)第三条

①地球にとって最適な環境を 作る 残すこと
②子どもを笑顔にし 国を笑顔にし 世界の国々を元気にすること

◆(活動内容)第四条

本団体は目的を達成するために次の活動を行う
１ 地域復興・地域交流・地域安全・環境保全・青少年育成・国際協力・国際交流
２ 様々な現状の調査 報告
３ そのた、目的を達成するために必要な活動

■第二章 会員

〇第五条 本団体の会員は、本団体の基本理念および目的に賛同して入会した
個人及び団体とする
(構成員)
理事長 富樫泰良
共同代表 那須野 純花
共同代表　原田 大輝
インターナショナルリーダー　山下 陽央

（会員の権利と義務）
一定期間の活動を行った会員は総会において議決権及び発言権、役員被選挙権を有する。
（加入および脱退）
本会への加入および脱退は次のとおりとする。
加入・・・本会の目的に賛同し、必要事項を明記し代表に提出した者

脱退・・・代表者に申し出た者。
（代表者とその権限）
代表者はクラブワールドピースジャパンを代表し、その会務を統括する。
（役員の任務と任期）
事務局会役員総則、および理事会役員総則に従う。
（会計年度）
本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
（会計報告）
会計報告を 7 月に行う
〔付 則〕
この会則は平成２２年３月２０日より施行する。

改正附則（平成 26 年 11 月 7 日）
本改正要領は、平成 26 年 11 月 7 日から適用する。